

○個人情報保護委員会告示第十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、特定個人情報保護評価指針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和三年八月二十五日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

各出稿	各出稿
<p>第2 定義</p> <p>この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。</p> <p>2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。</p> <p>[3～11 略]</p> <p>第3 特定個人情報保護評価の実施主体</p> <p>1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者</p> <p>次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の</p>	<p>第2 定義</p> <p>この指針において使用する用語は、番号法及び特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。</p> <p>1 評価実施機関 番号法第28条及び規則の規定に基づき特定個人情報保護評価を実施する番号法第2条第14項に規定する行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者並びに同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者）をいう。</p> <p>2 行政機関等 評価実施機関のうち、行政機関の長、独立行政法人等、地方公共団体情報システム機構並びに番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者（規則第2条第3号に規定する地方公共団体等（以下単に「地方公共団体等」という。）を除く。）をいう。</p> <p>[3～11 同左]</p> <p>第3 特定個人情報保護評価の実施主体</p> <p>1 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者</p> <p>次に掲げる者のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、この指針に基づき、特定個人情報保護評価の</p>

<p>実施が義務付けられる。</p> <p>[(1) ~ (5) 略]</p> <p>(6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第8号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記 (1) から (5) までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4 (1) カにおいて同じ。）</p> <p>2 [略]</p>	<p>実施が義務付けられる。</p> <p>[(1) ~ (5) 同左]</p> <p>(6) 情報連携を行う事業者（番号法第19条第7号に規定する情報照会者及び情報提供者のうち、上記 (1) から (5) までに掲げる者以外のものをいう。下記第4の4 (1) カにおいて同じ。）</p> <p>2 [同左]</p>
<p>備考 表の [] の記載は任意である。</p>	

附 則

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。